

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

青森市

2 構造改革特別区域の名称

青森企業立地促進特区

3 構造改革特別区域の範囲

青森市の区域の一部（青森中核工業団地）

4 構造改革特別区域の特性

青森市は、古くから本州と北海道の結節点であることや、県都としての特性を背景に、商業、流通業など3次産業に特化した形で発展してきた。

しかし、地域社会や経済の安定的発展のためには、製造業などの工業分野の拡充を図ることが必要であると考え、メイド・イン・アオモリ（M I A）運動を推進しながら、これまで地場の企業の育成を図るとともに、企業誘致にも積極的に取り組み、相応の成果を上げてきた。

一方、経済のグローバル化や情報化の進展など、社会経済情勢が急激な変化を遂げる中で、産業競争力の低下や産業の空洞化の進展が懸念されるなど、産業構造の大きな転換期を迎えており、本市がより一層の自立的・持続的な発展を遂げるためには、地域に蓄積された産業資源を有効に活用して新たな事業の創出に積極的に取り組むことが重要となっている。

このような中で青森中核工業団地は、県が新事業創出促進法に基づき策定した青森地域高度技術産業集積活性化計画(旧青森地域テクノポリス開発計画)において、行政、経済、産業等の中心的役割を担っている青森市における工業集積拠点として位置付けられ、工業開発が進められてきた地域である。また、青森市には、企業のコーディネート活動を行う財団法人 21 あおもり産業総合支援センター（新事業創出促進法に基づき県が設立した中核的支援機関）をはじめ、バイオテクノロジー、

メカトロニクス等に関する研究開発を推進する青森県工業総合研究センターなどの公設試験研究機関や、商工関係機関などの産業支援機関が集積しており、さらには、地域経済・産業などの諸問題等について調査研究する青森公立大学地域研究センターや、情報技術、生物化学等の高度技術に係る人材の育成及び研究活動を行っている青森大学工学部(平成16年度からはソフトウェア情報学部と薬学部に改組)などの施設が存在する。これら地域における産学官連携を一層推進し、県が青森中核工業団地に整備を計画している(仮称)テクノプラザを有効的に活用しながら、資源・環境創造研究、インテリジェント材料、ライフサイエンス、オプトメカトロニクスなどの先端技術産業等の集積を目指すものである。

一方、青森空港や東北縦貫自動車道、東北新幹線などの高速輸送施設の整備の進展を背景に、近年では、物流施設をはじめとした流通産業の企業立地も進んでおり、本市の特性を活かした産業の進展を図る必要もあることから、青森中核工業団地は総合的な工業集積拠点づくりを行うものである。

青森中核工業団地は、平成6年に地域振興整備公団より事業採択され、平成7年に工場用地造成計画の承認を受け、平成12年7月に一部分譲を開始し、平成14年4月には全面分譲となり、その所有区分は、地域振興整備公団2/3、青森県土地開発公社が1/3の共有地となっている。

平成15年12月末現在では、全45区画のうち、10区画に9社が立地しており、8社が操業を開始しているが、長引く景気の低迷や企業の海外移転が進んでいることに加え、国内生産拠点の集約再編の動きに拍車がかかっていることなどにより、企業誘致を取り巻く環境は依然と厳しい状況にある。

本市においても、進出企業に対する各種助成制度等により、本団地の早期完売に向けた取り組みを実施しているが、最近の企業進出形態は、用地を取得して工場等を整備するもののほか、土地リースや貸工場制度を活用した進出事例も見られるなど、ますます多様化してきている。

このような企業ニーズの変化に対応し、本市産業基盤の強化と雇用機会の拡大につなげるためにも、これまでの用地分譲を原則とした法規制・誘致手法にとらわれず、本団地に進出する企業に対し、用地を貸付する制度の導入が急務となっている。

なお、地域振興整備公団の所有分については、現行制度の運用により賃貸が可能である旨が示されている。

5 構造改革特別区域計画の意義

青森中核工業団地に企業立地を促進するため、これまで各種優遇制度を活用しながら誘致活動を展開してきたところであるが、立地実績としては、流通・加工・サービス業などの3次産業が多い現状である。

本市としては、地域の安定的な発展のためには工業分野の振興が必要であると考え、工業集積拠点として位置付けられている青森中核工業団地に、新技術・新産業に取り組む企業や、高付加価値型製品の開発・製造に関する企業などを集積させ、産業構造の転換を図ることが重要であるとする。

そこで、企業進出における初期投資を軽減させ、より進出しやすい環境を整えるため、青森中核工業団地において工場用地の賃貸事業を実施することにより、工業集積の拠点づくりを推進し、産業基盤の形成や雇用の増大、地域経済の活性化が期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

当該区域においては、県が策定した「テクノプラザ（仮称）整備基本計画」に基づき、研究開発から事業化までの一貫した支援体制を有する産業コーディネート機能を備えた総合的な「ものづくり」のための産業技術支援拠点として、（仮称）テクノプラザの整備促進を図り、企業の技術力・研究開発力の向上と産学官連携による共同研究を推進することにより、新商品の開発や先端技術の普及、新事業への積極的な取組みを促進することとしていることから、この総合的な産業技術支援拠点と連携し、将来的には、バイオテクノロジーやオプトメカトロニクスなどの先端技術産業等の集積を目指す。

また、本市が掲げる基本計画の柱の1つである「にぎわいの交流と活力ある産業」を実現させるため、社会経済情勢等の変化にも的確に対応できるよう、高度な技術を活用した製造業や、新事業・雇用の創出が期待されるソフトウェア業、情報処理・提供サービス業などの特定事業所についても積極的に誘致し、高付加価値製品やサービスを全国に発信できる、総合的な工業集積拠点づくりを目標とする。

これらの企業立地を促進するため、当該区域において賃貸制度を導入して産業集積を図り、先端技術産業や既存産業、支援機関などとの相乗効果により、地域全体の産業の持続的発展が期待される。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本区域への企業進出については、事業主体の法的制限によりこれまで分譲を前提としてきたところであるが、バブル崩壊後の経済情勢の変化等により、最近では、借地に工場等を立地する企業が増加し、企業が資産（不動産）を保有しない傾向にあることから、本計画が認定され土地の賃貸による企業進出が可能となることにより、企業の初期投資が抑制され、本区域への一層の企業立地の増加が見込まれる。

現在の本区域への立地動向としては、土地の賃貸が可能となった場合に立地を検討している企業が2社のほか、立地交渉中の企業が3社あり、これらが立地することにより300人超の雇用人数が想定され、さらには関連企業の進出や、域内企業への波及効果が期待される。

また、現在立地している9社（10区画）のうち、平成12・13年度に立地した3社の製造出荷額等は約51億円、平成15年12月末までに操業を開始した8社（9区画）の従業員数は295人となっており、今後は、年間の誘致企業数3社を目標として、賃貸制度の導入をPRしながら積極的な誘致活動を実施し、5年後には、27区画（6割）での操業と製造出荷額等約600億円、従業員約1,800人の雇用を目指し、10年後には全区画での操業と、製造出荷額等約1,000億円、従業員約3,000人の雇用を見込み、地域全体の活性化を図る。

8 特定事業の名称

土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

（1）企業誘致活動事業

市が実施する企業誘致説明会の開催時や企業訪問による誘致活動の際に、青森中核工業団地が、これまでの分譲方式に加え賃貸制度を導入したことをPRし、一層の誘致活動を促進する。

地域振興整備公団、青森県及び青森市の三者で構成する「青森中核工業団地企業誘致推進協議会」において、アンケート調査の際に賃貸制度導入をアピールす

るとともに、広報宣伝活動でのリーフレット、ポスター等により広く周知する。

(2) 青森市商工業振興条例に基づく各種助成事業

「工場等用地取得助成金」

工場等の新增設・移設のために用地を取得し、用地取得面積・建築面積等一定の要件を満たす企業に対し、用地取得費の20%以内の額を助成する

「工場等立地促進助成金」

中核工業団地に工場等を新增設・移設し一定の要件を満たす事業所に対し、その事業の用に供する建物及び償却資産並びに土地に係る固定資産税相当額を3年間助成する

「雇用促進助成金」

工場等の新增設・移設に伴い、操業開始後5年以内に、新たに地元被雇用者を3月以上継続して雇用する企業に対し、被雇用者の人数等一定の要件に応じ、1人あたり5～20万円を助成する

「緑化整備事業助成金」

一定の要件を満たす工場等を操業し、操業開始後2年以内に緑地を設置した企業に対し、緑地工事費の10%以内の額を助成する

などの助成制度を活用していくほか、既存の制度を見直し、賃貸制度導入に伴う新たな助成制度を検討していく。

(3) 産学官連携事業

「青森市ものづくり産業振興計画」(平成12年度～平成22年度)において、本市の工業振興を図るため、市と青森商工会議所、青森公立大学地域研究センター、産業界などと連携し、「ものづくり」振興施策を検討・実施していく。

平成12年度から平成16年度までの前期計画における特化プログラムとしては、新製品や新技術の開発に取り組もうとする事業プランを公募し、特に優れた事業に対し、補助金・融資の支援と、産学官連携で組織された「ものづくり産業育成研究会」によるコンサルティングを3年間継続して行う「ものづくりモデル事業」を実施しており、既存の支援制度である一般プログラムと併せて「ものづくり産業」の振興を図っているところである。

また、前期の事業の実施により蓄積されたノウハウと実績を検証し、平成 17 年度からの後期の施策展開に反映させるため、平成 16 年度中に計画の見直しと、新たな「ものづくり」振興施策を検討していくこととしている。

(4) 県への要望活動事業

県が総合的な産業技術支援拠点として青森中核工業団地に建設を計画している(仮称)テクノプラザについて、その整備促進を要望していく。

現在県が実施している青森中核工業団地に立地する製造業に対する不動産取得税及び法人事業税に係る補助金制度について、対象業種の拡大を要望していく。

別紙

1 特定事業の名称

403 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

青森県土地開発公社

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

- ・青森中核工業団地を造成・保有している青森県土地開発公社及び地域振興整備公団
- ・賃貸制度を活用して立地する企業
- ・企業誘致活動を実施する青森県、地域振興整備公団及び青森市

(2) 事業が行われる区域

青森中核工業団地（青森市大字野木、合子沢地内）

(3) 事業の実施期間

特区計画認定の日から企業等への土地賃貸期間

(4) 事業により実現される行為

青森中核工業団地を所有する青森県土地開発公社及び地域振興整備公団において賃貸事業を実施し、分譲による企業進出と併せた積極的な誘致活動を行うことにより、バイオテクノロジーやオプトメカトロニクスなどの先端技術産業や、高付加価値型の製造業、先端技術を活用した関連企業などの誘致・集積を促進させる。

5 当該規制の特例措置の内容

最近の企業進出形態は、経営の合理化と事業の安定的な継続のため資産を保有し

ない傾向にあり、実際の誘致活動における企業訪問の際にも、初期投資を軽減させるために用地の賃貸制度を要望する企業が多い。

しかしながら青森中核工業団地は、青森県土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号の規定により、及び地域振興整備公団が地域振興整備公団法第19条第1項第3号の規定により造成した土地であり、これまでは企業が進出する際には用地の買い取りが前提となっていたため、賃貸を希望する企業の進出が実現できない現状である。

青森中核工業団地は、県が策定した青森地域高度技術産業集積活性化計画において工業集積拠点として位置付けられ、圏域内外の関係機関・企業等との相乗効果を図りながら、先端技術産業等の集積を目指すものであり、将来的には産業技術支援拠点となる（仮称）テクノプラザの整備も計画している。

したがって、青森中核工業団地において新たに用地の賃貸制度を導入し積極的な誘致活動を行い、同団地へ早期に企業集積を図ることが、産業の振興と雇用機会の拡大を推進し、地域の健全な発展と秩序ある整備に寄与するものと認められる。

なお、地域振興整備公団においては、現行法の規定で賃貸事業が可能であることが示され、現在賃貸に関する基準の作成が行われているところである。